

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人高槻市都市交流協会（以下「協会」という。）の後援名義の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援名義」とは、理事長が、団体の行う事業に対し、その趣旨に賛同するとともに、応援の意を表して支援するため、使用を認める協会の名義をいう。

(承認の要件)

第3条 理事長は、第1号及び第2号に規定する団体が、第3号に規定する事業を行う場合に、後援名義の使用を承認することができる。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する団体

- ア 国又は地方公共団体
- イ 国又は地方公共団体が構成員となっている団体
- ウ 市内での活動実績がある団体であって、定款、規約、会則その他当該団体が定めた規定により運営され、当該団体の設置目的が協会の施策に沿うもの
- エ その他理事長が適当と認める団体

(2) 前号の団体は次のいずれにも該当しないものであること

- ア 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
- イ 第7条の規定により後援名義の使用の承認を取り消されたこと又は第8条の規定による報告を行わなかった団体のうち理事長が後援名義を使用させることが不適当であると認めるもの
- ウ その他理事長が後援名義を使用させることが不適当であると認める団体

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する事業

- ア 協会の定款第3条に掲げる目的の推進に寄与すると認められること
- イ 不特定多数の市民を対象とすること
- ウ 市内又は姉妹都市若しくは友好都市で実施されること
- エ 営利を目的としないこと
- オ 宗教的色彩を有しないこと
- カ 政治的色彩を有しないこと
- キ 暴力団、高槻市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団密接関係者の利益となり、又は利益となるおそれがあると認められないこと。
- ク 後援名義の使用を承認すべきでない特段の事情があると認められないこと

(承認の申込み)

第4条 後援名義を使用しようとする事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）は、後援名義使用申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し事業を実施する日の概ね1か月前までに理事長に

申し込まなければならない。ただし、理事長が必要がないと認めるときは添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 要件申立書（様式第2号）
 - (2) 事業計画書
 - (3) 事業の収支予算書
 - (4) 広報計画書
 - (5) 定款、規約、会則その他団体の概要を証する書類
 - (6) 団体の代表者、役員その他主要な構成員が記載された書類
 - (7) 団体の活動実績が記載された書類
 - (8) その他理事長が必要と認める書類
- （承認・不承認の通知）

第5条 理事長は、前条の規定による申し込みがあった場合には、第3条に基づきその内容を審査し、その結果、承認する場合にあっては、後援名義使用承認通知書（様式第3号）により、承認しない場合にあっては、後援名義使用不承認通知書（様式第4号）により、それぞれ当該申し込みを行った実施団体に通知するものとする。

（承認条件等）

第6条 理事長は、前条の規定により、承認しようとする場合には次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 承認した事業の実施において生じた事故及び損害については実施団体の責任で処理すること。
- (2) 承認した事業を中止し、又は事業内容を変更する場合には、事前に理事長まで連絡すること。
- (3) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に対し利益を供与しないこと。
- (4) その他承認した事業について理事長が必要と認める条件

2 理事長は、実施団体に対し、前項の規定により付した条件に関し必要な指示を行うことができる。

（承認の取消し）

第7条 理事長は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、後援名義の使用の承認を取り消すことができる。この場合において、実施団体に損失が生じたときは、協会は、その損失を補償する責任を負わない。

- (1) 後援名義の使用を承認した後において、第3条に規定する承認の要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により、後援名義の使用の承認を受けたと認められるとき。
- (3) 前条第1項の規定により付した条件に反したとき
- (4) 前条第2項の規定による指示に従わないとき
- (5) その他後援名義を使用させることが不相当と認めるとき。

2 前項の後援名義の取消しは、後援名義使用承認取消書（様式第5号）を実施団体に交付することにより行うものとする。

（報告）

第8条 実施団体は、後援名義使用承認事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げるものを添付し、承認事業の終了後30日を経過する日までに理事長に提出しなければならない。

- (1) 承認事業の収支決算書

(2) 後援名義が記載されたポスター、チラシ等の広告物

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか。後援名義の使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。